

税制上の優遇措置について

全国の共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように「寄附に対する優遇措置の対象団体」となっています。

さらに、長崎県共同募金会は、所得税の税額控除対象法人として、長崎県より証明を受けています。

そのため、共同募金へご寄附をいただいた場合、個人の方については、所得税の控除（「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択）及び個人住民税の「税額控除」を受けることができます。

また、会社等法人としてご寄附いただいた場合は、寄付金額を全額「損金算入」することができます。

1. 所得税の控除について

対象寄付額	2,000 円以上
控 除 内 容	※「所得控除」と「税額控除」のどちらかを選択可能 ◎所得控除（下記の金額を課税対象となる所得の金額から控除 寄付金額（年間所得の 40％が限度） - 2,000 円 = 所得控除額 ◎税額控除（下記の金額を所得税額から控除） {寄付金額（年間所得の 40％が限度） - 2,000 円} × 40％ = 税

	額控除額 ※所得税額の 25%を限度とする
根拠法令等	所得税法 第 78 条 昭和 40 年大蔵省告示第 154 号第 4 号

2. 個人住民税の控除について

対象寄付額	2,000 円以上
控 除 内 容	税額控除（下記の金額を住民税額から控除） {寄付金額（年間所得の 30%が限度）-2,000 円} × 10% = 税額控除額
根拠法令等	地方税法 第 37 条の 2、第 314 条の 7 地方税法施行令 第 7 条の 17、第 48 条の 9

3. 法人税の控除について

対象寄付額	寄付金全額を全額損金扱い
控 除 内 容	法人の課税対象となる所得から、支出した寄付金の全額を控除
根拠法令等	法人税法 第 37 条 昭和 40 年大蔵省告示第 154 号第 4 号